

## アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ設置要綱

### （設置目的）

第1条 この要綱は、国のカーボンニュートラル燃料拠点に向けた体制を整備するとともに、アンモニアサプライチェーン実装に向け、関係者が共同で検討を行うことを目的として、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会設置要項第5条第2項の規定に基づき設置する「アンモニアサプライチェーン構築・利用ワーキンググループ」（以下、「本会」という。）の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### （所掌事務）

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 国のカーボンニュートラル燃料拠点に必要な体制の整備
- (2) サプライチェーン利用技術とインフラ整備・実証スケジュール等の具体化
- (3) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事項

### （組織）

第3条 本会は、学識経験者のほか、いばらきカーボンニュートラル産業拠点創出推進協議会長が指名する者をもって構成する。

- 2 本会には座長を置く。座長は、学識経験者をもって充てる。
- 3 本会には、必要に応じて、民間オブザーバー及びオブザーバーを置くことができる。

### （会議）

第4条 本会は、座長が必要に応じ招集する。

- 2 本会において、必要があると認めるときには、会議に会員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。この場合、当該出席者に対し、第6条に定める秘密保持義務を負わせることとする。

### （会議の非公開）

第5条 本会は、原則として非公開とする。

- 2 議事次第等を公開する必要がある場合には、構成員（民間オブザーバー及びオブザーバーを含む。以下、「構成員」という。）と協議の上、事務局において、発言者が特定されないよう配慮しながら、概要のみ公開する。

### （秘密保持）

第6条 次の各号に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）について、構成員は、これを秘密として保持し、本会の目的を遂行するために必要な最小限の者にのみ開示し又使用させるものとし、秘密情報の提供者の許可なく、当該目的外の使用及び会員以外の第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、法令により開示することが義務付けられた場合はこの限りではない。また、秘密情報を開示する場合、会員は当該情報の開示範囲が必要最小限に留められ、かつ法令の定める目的にのみ使用されるために合理的な努力

をするものとする。

- (1) 本会での議案内容
  - (2) 前号について郵送、電子メール等の手段で配布する印刷物又は電子データ
  - (3) 本会で配布された資料のうち「秘密情報」等、これが秘密であるとわかる記載がある資料とその内容（配布後 30 日以内に、当該資料が秘密情報であると全会員に通知されたものを含む。）
  - (4) 本会の場で口頭等により提示される情報であって、かつその内容について本会会議の場で、情報提供者より「秘密情報」である旨を示された情報（提示後 30 日以内に、当該情報が秘密情報であると全会員に通知されたものを含む。）
  - (5) 前各号に該当する資料及び情報の複写・複製物。
- 2 次の各号に掲げるものは、秘密情報として取扱わないものとする。
- (1) 配布又は提示の時点で既に公知となっていたもの
  - (2) 配布又は提示の時点で既に保有していたもの
  - (3) 配布又は提示の時点以降において、自らの責に帰すべき事由によることなく公知となったもの
  - (4) 配布又は提示の時点以降において、第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に入手したもの
- 3 第 1 項の定めは、会員が本会の会員でなくなった場合であっても、本会の解散後 5 年間効力を有するものとする。

（事務局）

第 7 条 本会の事務局は、茨城県技術振興局科学技術振興課及び株式会社野村総合研究所が担う。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、事務局が本会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は令和 5 年 5 月 22 日から施行する。